

ヴィクセル

「公正な課税の一新原則について」 (5)

池田 浩太郎

杉ノ原 保夫

凡例

公正な課税の一新原則について

序言 (『財政理論研究』1896年, 序言より)

- I. 序論。従来の見解にもとづく課税の主要諸原則
- II. 国家経済の経済理論。(ザックスおよびマッツオーラの労作の論評)。
付録 累進税の理論のために
- III. 政治生活の今日的発展とくらべての, 財政学の従来の方法の不充分性
- IV. 租税協賛の(相対的)満場一致と自由意志性の原則
- V. 上に展開された原則の諸帰結。手数料もしくは租税による費用充足
- VI. 諸帰結の一層の展開。租税もしくは公債による欲求充足
(以上前号まで)
- VII. 課税のいわゆる社会政策的観点について
- VIII. 結語 (以上本号)

Ⅶ. 課税のいわゆる社会政策的観点について

以下のことは、前の所で何度も強調しておいた。すなわち、租税協賛の相対的満場一致の原則は、すべてのケースには適用できるものではない。しかもとくに、公共経費が第三者にたいする義務のために、金額的にはすでに確定しており、したがって、その充足についての審議が、必然的に肯定的結果に到達せざるをえないケースでは、適用できないのである。

われわれはいまや、同じように必然的ではあるが、にもかかわらず、根本的には公正な課税の基礎としての、満場一致と自由意思性との要請の、単なる外見上の例外にすぎないものについて論じよう。そしてこれによって、近代財政理論と財政実務との、最も重要ではあるが、残念ながら最もデリケートで、かつ最も困難な点でもあるものの一つに、ふれねばならなくなるのである。

課税の公正は、明らかに現存の資産分配や所得分配自体の公正を、暗黙の前提としている。これは、いかなる立場から課税問題が判断されるとしても妥当する。給付対反対給付の間の均等は、こうでなければ語りえないのであり、また、生ずる犠牲の均等についても同じである。なぜならば、誰かが、彼が不法に所有していたものを返すように強制されたり、彼がそのための正当とされる権利をもってはいないものを、手に入れることを妨害されるとしよう。この場合には、それはそもそも、実に国家への「給付」ではないし、また、そのものとして正当とされうる「犠牲」というものでもないからである。

この第2論考で擁護されている、少数者の拒否権への要請が、各人の所有状態は国家によって十分に承認されており、しかも正当に承認されねばならない、という仮定から出発していることは、同じく確かなことである。これが実際のケースだとしよう。すると、国家が他方、勝手に——すなわち、すべての法に優先するような必要性に強いられることなしに——課税

によって、国家自体が承認をあたえた権利への侵害を、再び敢えておこなうということは、実際つじつまの合わないことのように思われる。

しかし、この仮定が確りしたのではなく、むしろ既存の資産分配ないし所得分配の内に、その権利が疑わしく思われるか、あるいは、今日の法意識の前では、そもそも、もはや存続しえないような、一定の所有項目や利得項目があるとしよう。このような場合には、これに関しては、既存の所有関係の修正というものに着手すべき、権利のみならず、義務をも、疑いもなく総体が負うべきものである。そして、このような修正の成就を、徹頭徹尾、いちばん利害関係のある人々の賛同に依存させようとするのは、明らかに過大な要求というものである。

私は、もちろん、ここで述べていることと、前に定立した原則との間の、見せかけだけの矛盾をよくわきまえている。既存の所有関係の正当化について決定する権利が、多数者にみとめられているとしよう。この場合には、なぜかれらは、各人がどれだけの額の租税を支払うべきかについても、同じように決定することができないのか、と、人は最初の瞬間に問いたくなるであろう。そして、そうでない場合には、人は他方の手であたえたものを、もう一方の手で受け取ることにほならないであろうか？

われわれが次になすであろうような、一層詳細な考察というものは、だが、私見によれば、ここに実際、形式的にも実質的にも非常に重要な差異が存することを示すことになるであろう。一定の所有項目ないし利得項目自体を、きっぱりと否認することと、これら項目にときおり、また一つずつ勝手に必要に応じて干渉をなすこととは、全く別のものだから、形式的な差異が存するのである。そして、おのずから明らかになるように、また、次に明らかにするように、前者のケースでは、すでに承認されているすべての所有権の保護のもとで、殆ど専ら将来の経済関係の修正のみが問題たりうる。一方、後者のケースでは、自明的にかかる権利は「租税権力」の気まぐれにたいしては守られないであろう。それゆえに、実質的差異も存するのである。

しかし最後に、私見によれば、ギリギリの多数の賛成票というものは、所有権

の深奥な問題については、決定するにはおよばないし、また、かつて決定すべきでもなかった。すぐに見るであろうように、特別の多数者の要請は、若干別の理由からではあるが、むしろ、ここでもまた保持さるべきであろう。

S. 145 しかしながら、人がこのような事柄を処理するに、慎重すぎることはありえないのは明らかである。この領域へのあらゆる軽率な措置は、おそかれはやかれ、必ずや報いがくるであろう。この措置は、それが講ぜられるに先立って、できる限り満場一致の、ないしは、いずれにしても圧倒的の多数の国民の、賛成票をもって要請さるべきである。国会での偶然の多数派の気まぐれ、といったものに発すべきではないのだ。かくして、いずれにせよ特別の多数者というものが、ここでもまた、議決の条件として設定されうるであろう。しかし、当面の関与者たちの自明の権利としてよりも、むしろ社会関係の望ましい安定のため、といった形ではあるが（大部分のケースのように、これがすでに、別の種類の措置で充分には保証されていないときには）。

別の方向からも、ここで考察されている問題が、前の所で取り扱われたものとは根本的に違うことが明らかとなる。この種の〔所有関係の〕修正というものは、その本性上、充足すべき国家欲求へのあらゆる顧慮なしにおこなわれるであろう（この点で人は、ワグナーに反対して、たとえばヘルフェリヒに同意せざるをえないのだが¹⁾）。ともかくも、一定の利得権 *Erwerbsrecht* の廃止は、すぐに示すことになるであろうように、つねに国家収入の増大へと向わせるべき必要性は全くないのである。

だが、通常そうであるように、これがおこなわれたときには、もちろん、これ

1) 「租税総論」：シェーンベルク編『経済学全書』第3版、第3巻、1891年、131ページ。Johann A. R. Helferich, Allgemeine Steuerlehre, in: Handbuch der politischen Oekonomie, hrsg. v. Gustav Schönberg, 3. Aufl., III, Tübingen 1891, S. 131.

によって従来〔国家〕収入の一部は、少なくとも暫定的には、欠落することがありうるであろう。そして、これについての議決は、単純多数者によるほかでは、殆どなしえないのだ。それゆえ、最も単純には、こうしてえられた収入は、そもそも国家の積極財産からの収入と同じく、その額がすでに確定しているような国家経費のために使うべき、したがって、まず第1に、公債の元利払いのために使うべき、収入の内に算入されてよい、と私には思われる。

明らかにこの問題全体は、ワグナーによって導入された、課税のいわゆる社会政策的観点の概念と、最も密接に関連している。私は次の点でワグナーの功績を非常に高く評価したいと思う。すなわち、彼が、従来財政学においてはあまり注意も払われず、ないしは承認もされなかった、国家のこの社会政策的任務の豪胆な指摘によってかちえた功績、また、これによって拓かれた税源、ないしはむしろ収入源が、総体のために獲得されたという功績についてである。だが私は、ワグナーの当該論述の個々のあらゆる点までも同意した、とは言明できないのである。

彼の理論の実際の結果にとっては、決定的なものではないのだが、一つの一般的注釈として、私は次のことを強調したいと思う。すなわち、私見によれば、ワグナーは現行の私経済的競争体系の欠陥といわべきものに、あまりにも重きをおきすぎている、と。ワグナー自身は別の所で、この体系は歴史的に伝来された所有関係によって、なお影響を受けているがゆえに、労働者階級にとって、とくに重大な悪結果を招くものである、と説明している。これは実際、全く事実なのである。それゆえ私は、ワグナーのこの公準を若干転回させて、国家の社会政策的任務を、自由競争体系にたいする対抗的活動にあるのではなく、むしろその原理的振興にある、と理解したいときえ思っている。

私見によれば、階級としての労働者たちをおびやかしているものは、自由競争なのではない。むしろまさに、競争が未だ決して現実に〔完全に〕自由なものになってはいなかった、という状況の内にそれは存するのである。上層階級は、かれらの所有物ないしは、ヨリ念入りな教育によって、経済的優位というものを手

に入れた。下層階級は、あらゆる努力にもかかわらず、その優位を手に入れえなかったからである。下層階級の経済的劣位と、満足しかねる状態との、主要原因がここにあるとしよう。その場合には、これは社会政策的措置によって（したがって、むしろ人口政策的措置といったものによってではなく）、是正されるであろう。

後に試みるであろうように、ワグナーの提案を細部に亘ってたどってみよう。すると、この提案は本来、非常にわずかしか自由競争の諸作用には関連していない。むしろ、殆ど専ら、昔ながらの所有権や利得権の（部分的）制限を旨としていることも、発見するであろう。

とりわけ私には、相続税の社会政策的役割は、なおつねに若干疑わしく思われる。この租税にかかる役割をあてがうことが、たとえいかにすぐ心にうかぶものであっても。

（ベンタム Jeremy Bentham, 1748-1832, J. S. ミル, F. A. ランゲ Friedrich Albert Lange, 1828-1875, 等々といった）若干の最もすぐれた国家科学者たちと同調して、ワグナーは、相続税をもはや本来の租税としてではなく、むしろ国家の実際的な相続関与の一種として、理解しうるものであるとする。だが、この見解についてのワグナーの基礎づけは、私には完全には明確なものと思われないのである¹⁾。

古い親族相続権が、今日では大部分消失してしまっている社会秩序というものに、本来的にもとづいていることは本当である。そもそも、少なくとも法律的側面からすれば、とくにゲルマン起源の諸民族にあっては、親族紐帯は著しくゆるんでしまったか、ないしは狭められたものとなつている。かなりへだたった血族の間には、たいていの場合、全くなんらの親族

2) 周知のようにワグナーは、この点についての彼の見解の精細な動機づけを、将来の一労作〔『経済学原論』の続刊、1894年 Grundlegung der politischen Oekonomie, 2. Theil, 3. Aufl., Volkswirtschaft und Recht, besonders Vermögensrecht,, Leipzig 1894.〕のために留保した（『財政学』第2部、第2版、1890年、第241節、588ページを参照）。

関係も、もはや存立してはいないのだ。しかし、この紐帯に代って、今や全範圍において、個人と国家との関係が一層前面にでてきているか否か。これは、たとえ部分的にはそうでありえたとしても、若干疑わしく思われるのである。むしろ人は、ここでは、今日の多くの友誼的な、協同組合的な、取引上の、職場での、党派的な、等々の関係について、思いうかべたいと思うであろう。

言葉を換えよう。今日の親族(法定)相続権の制限というものは、もちろん、正当とされる。だがまさに、その適切な補完としての国家的(ないし地方自治体的)相続関与より、はるかに大規模に関与がみとめられてよいのである。私見によれば、正しい補完は、むしろ遺言による相続権、ヨリよくいえば、遺言による措置を講ずる権利、の拡充というものの内に存する。たとえば、19世紀末のスウェーデン相続手続き法 Erbordnung の規定は、実子相続人が存在する限り、たとえ被相続人の財産が非常に巨額であろうとも、被相続人の受遺者処分権を、その財産額の半分^半に制限している。この規定は私には、いかなる人倫的ないし国民経済的^{基盤}も欠けているように思われる。

ではなにゆえに、百万長者の子供たちは、必然的に無為たるべく、まさに宣告^{さるべき}なのであろうか？ 最も偉大な経済的、科学的ないしは社会的成功は、ほぼつねに、次のような人々によってかち取られたであろうということを、経験は数限りなく示してはいないであろうか？ すなわち、その天賦の才能が貧窮の鎖によって抑圧されることなく、また、困難と妨害への有益な格闘が、完全には無くなってはいないような人々によって。一方、この二つに対立するケースにおいては、凡庸がほぼ例外なしの通例であったのではなからうか？

今日の所有分配の弊害は、没収的に強度な相続税というものによって、ラディカルに取り除きうる、という見解を、若干の、たいていは社会主義的な著作家たちがいだいている。しかしこの見解は、少なくとも現存経済

秩序の内の、その他のものが保持される場合には、幻影として拒否されざるをえない。大財産、しかも極端に大きな財産でさえも、1, 2世代の間に築きあげられることは稀ではないのだ。しかし、ここまではゆかないケースであってさえも、所有権が所有者の生涯に亘っては完全に承認されるのに、死にあたっての彼の財産の、あらゆる処分権は否認されるというのは、よく首尾一貫していることなのであろうか？ このようなことは、重大な経済的損害なしに、運びうるのであろうか？

S. 148 いうまでもなく、これらの異議はワグナーの立場には当たらない。しかし、ワグナーはただ彼の諸前提の論理的諸帰結を、殆ど引きださなかったから〔批判されるの〕である。彼は主として（貧乏な家族構成員の扶助、等々の）私経済的義務にたいする代替として、ただ適度な相続関与というもののみを、総体に要請する。この義務は、かつては家族財産のそのときどきの所有者が負うていたものであった。しかしいまや、国家や市町村の救護事業によって、一部代替されているのである。これはそれ自体、非常に正しく、しかも思慮深いものかも知れない。しかし、これをもって「社会的観点」に充分に応じているとは、ワグナーも考えてはいないのだ。この観点から、人はとりわけ、富の不当な堆積（と、またこれによる、たいていは不経済的な使用）に、エネルギーに反対すべくつとめるべきであらう。この富の不当な堆積は、今日では法律と国の慣習によって助長されてはいるのだが。

この目的を達成すべき、唯一の実際的方法は、むしろ私には、次の点に存するように思われる。すなわち、人は、それぞれの相続権、遺言権、贈与権が必然的に構成されている、二つの部分を、すなわち、一方ではあたえる権利と、他方では受け取る権利とを峻別する。そして、そのそれぞれについて適切に取り扱うこと、これである。あたえる権利を絶対に必要な程度以上に制限することは、今日でもなお、しばしばわれわれの権利感情や公正感情にそむき、しかも国民経済的性質の深刻な異議への契機をあた

えざるをえない。

相続税というものが、つましさと貯蓄への刺戟を減ずるであろう、という当然のおそれは、その税収額がごくわずかであったときには、いうまでもなくワグナーと共に根拠のないもの、と考えてよいであろう。しかしこの場合には、相続税は資産分配の内部においても、まさに述べるに値する、なんらの調整作用をも、おこないえないであろう。

しかし、第2の、受け取るべき無制限の権利という、語の本来の意味においては、相続権は、およそ基礎づけられるにしても、全く別の仕方でも基礎づけられねばならない。また、もし私にして大きな誤りがないとするならば、実際、この権利は今日では大部分すでに古くさいと称されうるような、社会的関係と親族関係の見解というものにもとづいている。これは人倫的顧慮からも、また国民経済的顧慮からも、必要なものとは思われない。それどころか、これら二つの視点から、この権利の保持にたいし、ますます大きな異議が生じてきているのである。相続権の廃止によって、大取引企業は、所有者の死にあたって、維持が困難となるかも知れぬ、という心配がある。——これは、血の相続権を単純に廃止すべきではなく、むしろ、いわゆる「功績の相続権」というものに転換さるべきである、という要請をなす一つの根拠である。周知のように、この根拠はサン＝シモン主義者たち^註に、その要請をなすべき契機をあたえたものである——。この心配は今日、結社の大規模な発展に直面しては、もはや正当ではない、と称さざるをえないであろう。

訳注 フランスのいわゆる空想的社会主義の代表者の1人サン＝シモン Claude Henri de Rouvroy de Saint-Simon, 1760-1825 の死後、彼の信奉者たちによって形成されたグループをいう。

かれらは、サン＝シモンの社会的基本観念である、私的所有形態の歴史的相対主義と、生産者（産業者）たちの協同社会ともいうべき、産業主義の理想とを継承した。かれらは、恐慌に敏感で、その原因と考えられた私的相続権の一部の、国家への移譲などを説いたといわれる。

2, 3の一般に知られている例について述べるとしよう。セーヌ左岸にあるモード品の店「オー・ボン・マルシェ Au Bon Marché」はパリの大商店中、最も巨大なものの一つである。この店は、周知のように、数年前この企業の創設者であるブスコウ Boucicaut 夫妻によって、当時雇われていた(1,300名以上の)使用人たち全部に、遺言で遺贈された。そして私の知る限り、これは〔19世紀末の〕今日でも、総有 Gesamtbesitz の状態にある。かかる取り決めが、その事業の競争力を阻害したとは聞いてはいない。同様のことは、イギリスのオルダム Oldham とロッチデール Rochdale の紡績工場にも当てはまる。これら工場の株式は、大部分非常に小額ずつ、当該工場労働者たちの手もとにあるのだ。「卸売共同組合 Wholesale Cooperative Society」は、イギリスの最も大規模な、しかも確かに最も繁栄している事業所の一つである。これは、イギリスおよびアイルランドの全労働者消費組合に、植民地商品およびその他の外国生産物を供給しているのであるが、これは、この種のものの、もう一つの例となっている。

人はまた、被相続者の権利は、それ自体が承認されている場合には、必然的に受領者の(無制限な)権利というものを、内包するものであるとは主張しえない。なぜならば、おのずから明らかなように、被相続者の権利もまた決して絶対的なものではない。むしろ、どこでも一定の社会的制限に服するものだからである。いかなる裁判所も、そこに非人倫のないし弊害ありといわざるをえないような、目的のための指定が見いだされる遺言というものを、みとめないであろう。したがって、J.S. ミルの有名な提案といったものにもとづいて、相続分ないし贈与にたいする受領の権利が、ある一定の最高額に制限されるとしよう。——その最高額は、原理的には、相続者ないし受遺者が人生行路の選択を、ないしは彼が就業が可能な場合には、まあまあの生計を、確保するために必要な額であってよいであろう——。この場合には、この制限は被相続者の自己の財産についての処分権の、あまりにも著しい制限とは見なしえないであろう。実際、彼の資金をどのように使うかということは、被相続者にはなお自由なのであ

る。ただ、有害と予想されるような使い方はしない、という留保つきではある。さらには、思慮ある両親が、とくに財産を自身で努力して築きあげた場合には、かれらの子供たちに、多少とも怠惰な生活といった、いかがわしい贈物をしないで済ますことを選ぶことすら、非常にありそうなことである。もし、支配的な国の慣習が、立法に支持されて、かかる手順を「不自然なもの」といったレッテルを貼らなかつた場合には。

このテーマに詳細に立ち入ることは、すなわち、本論考の枠をこえることである。すでに述べた所は、なぜ私が相続税にではなく、むしろ根本的な相続制度改革にのみ、所有権の領域での今日の社会的要請を充足さすべき、適切な手段というものをみとめるのか、を示すためには充分であろう。

むしろ相続税は、事実上も、かつ原理的にも、単に、通常の所得税と財産税との、ともかくも全く適切な補完物として、両税を累進的に形成するための一手段としてのみ、私には考えられる。充当すべき経費の性質が、かかる累進性を正当かつ適切とする限りでのことではある。かくて私見によれば、相続税もまた、租税協賛の満場一致と自由意思性の方途で課せらるべきであろう。事実上も、かつ原理的にも、と私はいう。なぜならば、ここで論じている問題は、たとえば、一定のかなり遠い親族の、法定相続権の領域からの、おこりうべき除外というものには、殆ど関係がないからである。そして、既存の相続手続き法の一層合理的かつ徹底的な改正までの、暫定的な代替物としては、ともかくも、〔社会政策的役割をもつ〕相続税が是認されてよいであろう。

一層完全に私は、ワグナーの「社会政策的」租税体系の第2の眼目に与する。私は特定の課税、ないしはより正しくは、不当な財産増加、いわゆる景気変動利得の、(ワグナーによれば、いうまでもなく、ただ非常に部分的な)没収を考えているのである¹⁾。

1) 周知のように、この考えもまた、しかもはるかに尖鋭化された形で(父 James Mill, 1773-1836 と子 J. S. ミルの)両ミルによって擁護された。

経済関係の変化の結果としての、とりわけ都市の膨脹にもとづく土地増価は、これに属する實際的に最重要な、同時に最も容易に証明しうるケースをなしている。それゆえ、私は専らこのケースに議論を限定しようとするのである。

この措置に反対してなされえた、また、しばしば（とりわけG. コーン Gustav Cohn, 1840-1919 によって）なされた、経済的投機の正当化を引き合いにだしての異議は、私見によれば、いうまでもなく、無造作には斥けることができないものである。その価値上昇が、実際には所有者のなんらかの投機的行為をともなって、共に生じたものである限り、私見によれば、この事情には全面的な顧慮がなされるべきである。まさにこのゆえに、私はワグナーの次のような提案に、完全には与することはできないのだ（この点ではコーンはワグナーに賛同した）。すなわち、農耕にしか利用されないか、あるいは「価値を吸いこまずべく」遊休のままにしてある、都市近郊の土地は、その現在の推定販売価値に応じて建物税台帳に登録し、これにもとづいて課税さるべし、という提案がこれである。

もし、通常ならば適切な建設敷地が、所有者によって、あれこれの仕方
で「市場の外にとめおかれている」場合には、これは次の二つの理由の内の
のいづれかによりおこるのみである。一つは、土地所有者が自ら建築主と
して立ちあらわれるには、資本の所有が少なすぎる。しかし、2、3年の内
には地価がかなり高くなると見込めるならば、その土地を「いまの」低い
価格では売りにたくない、という理由である。もう一つは、土地がいまの時
点では、経済性からいって非常に簡単な建築物しか用意しえないのである
が、一方、その土地が2、3年の内に、おそらくは急速に膨脹する都市の主
要街路の一つに沿って存在することになる、といった場合である。そし
て、そのとき未だ、さら地の場合には、はるかに大きく儲かるように利用
されうるであろう、という理由である。

さて、すでに述べた種類の租税が若干高率の場合には、おそらくはそう

であるような、所有者が彼の土地の早すぎる販売、ないしは早すぎる建築を、強られるケースについて考えてみよう。前者のケースでは、人は獲得しうるはずの利益の最大部分を、別の、おそらくは一層資本力のある買手に、あたえることになるであろう。これはあまり公正なこととは思われない。一方、後者のケースでは、純国民経済的に考えると、その建築場所の相対的に不経済な使用を招来するであろう。これもまた、あまり望ましいことではありえないのだ。

しかしながら、これらすべては、問題となる課税の、選択さるべき態いかんにか、かかわるものである。かかる場合には、しかも、すでに建築された土地が問題の場合には、なおさら土地増価というものは、ほんのわずかだけ、所有者の投機的行為に依存しうるのである。むしろこの増価は、当該〔地域〕共同体の一般的経済発展と関連する原因にもとづいていることが、だいたいにおいて容認されざるをえないであろう。

152 何度も主張されたように、この土地増価が、その地域の経済の事業活動の直接的創造物であるとするのは、いうまでもなく、この事態についての、理論的には支持しえない見解というものであろう¹⁾。むしろ実に、人口密度の一層の上昇と、このために必要となる都市の土地の使用こそが、まさにこの事業活動の発展のための必須条件なのである。しかし同じく、ないしはなお一層、当該増価は、いうに値するほどの例外もなしに、所有者ないしはその祖先たちがおこなったかも知れないものには、条件づけられてはいないのである。

ともかく、公共目的のための私有地の収用（収奪）権が承認されるや否や、総体の側での、将来の土地増価への、前述した関与にたいしては、原理的にはあまり異議を唱えられなくなるであろう。

せいぜい人は、この種の財産が他の種類のもの以上に重課されないよう

1) これについては拙著『価値、資本および地代について』1893年、15ページ Ueber Wert, Kapital und Rente nach den neueren nationalökonomischen Theorien, Jena 1893, S. 15. を参照。

に、次の点に留意してほしいのである。すなわち、土地所有の現在価値は、その実際の収益ばかりでなく、たとえ、たいてい低い度合であろうとも、予想される将来の収益上昇によっても、条件づけられている点がこれである。換言しよう。この種の資本投下は、通常ふつうの利子率よりも若干低い利子率といった暫定的見積りのもとの、よくおこなわれる点がこれである。

このような留保つきではあるが、私見によれば、社会正義のために、ワグナー自身が推挙した措置よりも、はるかに徹底した、この種の僥倖な利得の制限のための措置というものが、推奨されるであろう。既述の遊休建設敷地、等々への特別税と並んで、ワグナーは、この土地増価の捕捉を、主としてただ、(相続による移行を含む)所有交替の場合にのみ、おこなわせようとする。かかる制限は、私にはあまり正当とは思えない。しかも提案された措置は、その上、阻害なき流通の視点からは、(もちろん、相続税を除いた)そもそもすべての財産移転税と同じく、異論のあるものなのである。

私見によれば、むしろ立法は、一定時点から後は——それが建築済みの土地であれ、さら地のままであれ——不動産のそのときに評価された収益のあらゆる増大は、特別の公課に服することを宣言すべきである。その増価が、所有者の(土地改良、新築、改築、等々の)行為によって引きおこされ、しかもそれが、単にこのためにのみ使われた資本支出の利子に対応するものである、と証明されない限りでは、この公課は、これに続く諸措置では、不当な資産帰属分を原理的には切り取るほどに、非常に高く査定さるべきことになるであろう。だが、狭すぎる余地よりも、むしろ非常に広い余地ある調整というものを残して、査定さるべきである。その余地のたすけによって、所有者に、彼の生じうべき間接的諸支出や労働への支出、および投機的エネルギーの損害を補償してやれるように。また、おそらくは価格下落のための、ありうべき損失をもカバーできるように。

同じ手続きが、どこまで通常の商品、たとえば先物取引の市況利得に適用できるか、は未決定としておいてよいであろう。一つには利得と損失とが、ここでは、非常に大きく均等化される。次いでこの場合には、本来の意味の株式投機は、低評価しえない国民経済的任務をもつであろう。この任務は、上にあげた不動産取引では、あまりほめたたえられえなかった所のものである。「かけごと」というレッテルを貼られているとしてさえも、あらゆる株式売買業務は、必然的に、商品、労働ないし流動資本を、あまり求めてもおらず、また相対的に安い所から、もっと需要があり、かつ高い所へと導いてゆく傾向がある。もし、そうはならない場合には、投機家は彼の失敗を必然的に自らあがなうことになるであろう。かくして平均的には、株式投機家の入手しうべき利得は、社会が彼の活動から手に入れる、かなり大きな利得の一部をなすにすぎないことになる。

しかしこのことは、この領域においても、ときとしては全く不当な（しかも、しばしば道徳的にも非難される）利得が生ずることを、さまたげるものではない。この利得は、租税の方途での特別な措置を正当化せうである。ただ、ここでは、たとえば、人口の密度上昇と都市集中との結果の土地増価が一例であるような、このような方向への、まさにいかなる明白な一般的動きさえも存在しないのである。

ここで提起された社会的問題の実際的解決の困難性は、疑いもなく著しいものであろう。しかしながら、まず第1に重要なのは、実際的解決ではなく、むしろ、原理の同意なのである。残念ながら、いままでの租税実務の内には、未だ原理の同意への、なんらのこん跡も見いだされないのも同然である。

上述した基本思考〔原理〕の近似的・実際的現実化といったものへの、私の知っている唯一の例は、ニュー・ジーランドの新しい地租および所得税である。セリグマンの叙述（『累進課税』1894年、58ページ〔ただし、手許にある Edwin Robert Anderson Seligman, 1861-1939, Progressive Taxation in Theory and Practice, 2. ed., American Economic Association, 1908. では95ページ以下〕）によると、ここでは土地は、その評価額にもとづいて、過度には高くはない累進税率

に服している。だがこの場合、それ自体が非常に低い税率で比例的に課税されるようになるべく、土地改良に使用された資本は、控除してもよいのである。

S. 154

いかに大きな額が、ここにしばしば、一役買いうるかを示すために、次の数字をあげたいと思う。読者は、おそらく容易に、自分に身近かな状況から、別の同じように決定的な数字例を追加することができるであろう。

ストックホルム市では、1875年には納税義務をもつ総土地の査定額は、1億7,700万クローネであった¹⁾。人口の急増と非常な建築ラッシュで際立っていた、これに続く15年の内に、この査定額は上昇し、1890年には、これは4億6,900万クローネとなったのである。

過大評価ではないと思うが、土地〔のみ〕の価値が平均的には〔建物を含む建築敷地の〕査定額の $\frac{1}{4}$ であると考えよう。すると、1875年の土地の価値は、15年の内に7,300万クローネだけ増加したことになるであろう。

年利4パーセントでは、この額は年々約300万クローネの収入を提供したか、ないしは、当時のストックホルムの（直接）地方税の、 $\frac{3}{4}$ を提供した勘定になるであろう。

この額の内、どれだけのものを私的投機の充分なる報償額と考えたいと思うかは、未決定のままであろう。いずれにしても、これの国民経済的重要性は非常に小さいのであるが。この増価額の大部分を、すでに示唆した仕方、総体に、すなわち、国家や地方自治体に、自由に使わせえたであろうことは、私には疑問の余地のない所である。なんらかの正当な利益を傷つけることなしに、あらゆる国民経済的損害なしに、またとくに、本来の建築活動を本質的にヨリ劣悪な状況のもとでなしたり、家賃を1ペニヒも引きあげることもしない、である。

しかしながら、ごく近い将来における、おそらくは一層定常的な状況に

1) 1クローネは1.125マルク。

直面しては、上述の措置を今日採用しても、同じような成果というものを示すであろうことを、期待することはできない。だが、これはその措置の導入にたいする、なんらの障害にもならないであろう。むしろその反対なのである。〔なぜならば〕いまこの措置を採用するならば、人はいまの私的利益が傷つけられたと感ずる機会をもつことなしに、この立法的革新 *Neuigkeit* に慣れるための時間をもつことになるであろう。これに反し、つよく上昇的に動く景気変動のもとでは、将来の収益価値は、たいてい投機によって、すでに何度も先取りされてしまっている。これの部分的没収は、この場合には、おそらくは非常に手痛い私経済的損害なしには、ことが運びえないであろう。

155

都市および都市近郊の土地と並んで、ここではさらに、新たに拓かれた交通路の周辺の土地がよく経験するような、増価についても考えるべきである。当該地主たちが、すでに特別にこの交通施設の費用充当に関係させられたのでもなく、あるいは、自発的にこれに関与したのでもない限りにおいてのことではある。

この場合には、とくにわがスウェーデンにとっては、国の最重要な輸出業務が結びついている土地所有、すなわち、国の北部大森林が重要である。

わが国の19世紀末の今日の、周知のように強く保護主義的な通商政策体系の擁護者たちの側からは、しばしば次のような主張が表明された。すなわち、おこりうべき自由貿易への移行というものは、主としてわが国の、製材工場や森林をもっている大会社に、有利にはたらくであろう。つまり、ヨリ安価な労働力と、また、かれらの生産物のヨリ高い価格という形で、と。かかる異議は、たとえ見た所、非常に誇張されたもののようにあったにしても、もちろん、なんらの根拠もない、というわけのものではない。国家と市町村とが、かかる不当な利得への関与への要請を、〔自由貿易への移行と〕同時に十分に遂行しようと欲したとしよう。ただしこの場合には、その欠陥はさっそく取り除かれているか、ないしは、むしろ、一

般的恩恵に変化しているであろう。——もし私にして、大いなる過ちがないとするならば、要するにいま述べた措置は、ひとたび講ぜられるや、それがすでに、はるか以前からなされていなかったことについて、全世界が不思議がるような措置なのである。

私はビクトリア Victoria [州] だと信じているのだが、オーストラリア植民地の一つにおいては、大ゴールド・ラッシュの時代には、金を含有する地層は、一部は、植民地の個々の構成員がすでに完全な所有権をもって取得していた。しかし未だ現実的に、占有されてはいない地域であった。当該所有者たちは、いまやもちろん、上機嫌で飛んできて、占有の列に加わらせてもらうことを熱望した。しかしながら、植民地の立法議会は、キッパリとその意図をつぶしたのである。議会が自らの権限で購買契約を取り消し、そしてその土地を、再び植民地の所有に引き入れたからである。——それも私の見る所、完全に正当になされたのである。なぜならば、たとえ明瞭には規定されていなかったとしても、いずれにしても、その〔元来の〕購買契約は、耕地と牧草地にかかわるものであり、金にはかかわらない、というように考えたことを、暗黙の前提として受け容れてよいからである——。いかなる金鉱の発見も、残念ながらスウェーデンでも、古い文化をもつ他のたいていの国々でも、ありえないことは疑いないであろう。S. 156
いままで現存の私有財産に含められておらず、しかも精確に考えると、なんら確乎たる私的正確限 Rechtstitel をも示しえないような、未だ成立しつつある将来価値といったものを、いたずらに偶然にまかせる。そしてこれによって、各人が嘆いている、すでに存在している資産分配の不平等を、全く不必要に尖鋭化させること。これは、しかしここでは、一層正当とはされないであろうし、あるいはまた、思慮深いものでもないであろう。

Ⅷ. 結語

前節は、財政的な観点からも非常に重要ではあるが、しかしその重点が、租税問題の領域よりも、むしろ法律問題の領域にあり、租税立法よりも、むしろ本来の意味での立法の内に存する、一分野への余論であった。この余論の後でわれわれは、その原則の実務的遂行可能性について、2, 3 付言するために、経費協賛と租税協賛との満場一致と自由意思性の原則に、もう一度取り組もうと思う。

その遂行可能性のための必須の条件としては、経費と経費充当のための資金との、同時的票決があげられよう。このような制度機構もまた、独立的につくられうるし、それも、そのための憲法改正は、なんら必要とはならないであろう、ということは明らかである。ただこれは、諸党派が、それぞれの予算要求の承認にあたり、ないしは少なくとも、それぞれの新規予算要求の承認にあたり、当該経費が、全く特定の、最初から確定されている様式で充足されるという条件を、結びつけうべく、たいいていの憲法でかれらに帰属すべき権利を、行使しようとする場合ではある。

これをもって、あらゆる個別的経費のための、それぞれある特定税種の創設とか、ないしは、あらゆる予算項目の切り離された財務行政とかの、制度機構といったものをさえ、決して意味してはいないことは、おのずから明らかであろう。特定収入カテゴリーの、特定経費カテゴリーへの交付は、むしろ非常に純会計的なものでありえよう。ともかくこれは、予算の特殊限定化一般のような、ひどくキチョーメンな精確性をもっておこなわれることを、要しないのである。

157 ルロワーボリューは、その著作『財政学概論』（第5版、第1巻、134ページはか）で、「租税の特殊限定性の体系」のいわゆる実務的困難性に、私見では、過度に重きをおいていたようである。だが、もし彼がそうでなかったならば、これをとくに強調することは、よけいなことであったかも知れない。少なくとも地方財政に関しては、彼はふだん、この体系の理論的卓越性をみとめていたのである。

ルロー・ポリューは、かかる体系というものは、「明らかに」国家経費にたいしては、決して適用されえないであろう、と述べている。このとき彼は、これが比較的古い立憲国家においても、やはり事実上は非常に広範囲におこなわれていたことを、忘れていたように思われる。

もしこれが、一般的実務手順として受け容れられるならば、これによって、ここで提案された方向への、実務的に非常に重要な第一歩が、確かにふみだされたことになるであろう。私見によれば、ここからおそかれはやかかれ、少数者の拒否権への要請が、論理的に必然的な帰結として生ずるであろう。〔19世紀末の〕今日のように、経費は経費で、また同じく収入は収入で協賛される場合には、それは事実上二つのケースにおいて、しかも収入の協賛においてはなおさら、あたかも議決が、単純多数者によるのみでおこなわれうる、かのように見えるであろう。

経費と収入とが、たえず互いに対置されるであろう場合には、ことは別である。この場合には、通常多くの可能性の内から選択がなされるであろう。そしてこの場合には、すべての者が満足するある組合わせに、別の組合わせよりも、ヨリ高い公正というものが内在するということは、明瞭たらざるをえないであろう。——すでに強調しておいたように、その公共給付が実際に一般的に有用な給付である限り、かかる組合わせは、理論的にはつねに成就しうるものである——。すなわち、ここで別の組合わせとは、利害関係者の偶然の過半数には、いうまでもなく、一層好都合ではあろうが、その他の利害関係者を犠牲にして生ぜざるをえないような、組合わせなのである。このことが、ひとたび容認されるならば、少数者の拒否権の正当化は、原則的には本来確かに承認されたことになるのである。

少数者の拒否権の憲法への正式の採用にたいしては、むろん異議を唱えうるであろう。少数者がその特別な目標を不法な仕方でも貫徹すべく、かれらを誤り導くかも知れない、おこりうべき濫用や議事妨害、等々につい

て、人は語るであろう。このように成りゆくことへの可能性は、否定さるべきではない。あらゆる権力は濫用されうるのだ。しかしながら、これによる危険は、さまざまな党派が、かれらの正当な利益を直接はかることが、自由であればあるほど、まさにそれだけ一層小さなものと思われる。議事妨害は絶望の武器である。その権利をふみにじられた少数者の、ささやかな、しかもたいていは不毛な仕返しなのだ。少数者が専制的なものではない限り、かれらの権力濫用を、ともかくも、あれやこれやの形での対抗措置がおびやかしている。一方、多数者の強大な権力は、かれらの圧制を回避すべき少数者のそれぞれの立法的可能性なくしては、全くコントロールできないのである。

ここに提案された手続き規則は、多くのヨーロッパ諸国の憲法的規定からは、非常に遠くかけはなれてはいよう。——これらの国々の憲法的規定は、租税協賛の途上での、可能なあらゆる容易化、予算拒否の途上での、可能なあらゆる困難化、を提供することを、ほぼ狙っているように思われる¹⁾——。たとえそうであろうと、私は敢えて次のように主張する。すなわち、この手続き規則は本来、経費予算の特殊限定化の一つの一貫した発展にすぎないものである。これは周知のように、多くの国々で激しい憲法闘争の後、やっと貫徹されたものではある。しかし、その効用は今日では真

1) スウェーデン憲法においては、周知のように下院は、新税を拒否する権利を全くもってはいない。両院の票決が異った場合には、むしろ両院の票(下院 230、上院 150)を合算して、単純多数者で決着をつけるのである。さて、経験的には上院ははるかに気前がよいので、この場合、ときとして1人の人間のように[全く同じ]投票をしさえする。かくて、(ともかく普通選挙権によるのでは全くなく、非常に高額の資産家の間から選出される)下院においては、確実に新予算案を拒否するためには、事実上非常にきびしい特別の多数というものを必要とすることになる。——調べればすぐにわかるように、これは極端なケースでは $\frac{1}{2}$ といった比率である。

これへの際立った対照というものを、ニュー・ヨーク州の立法が提供している。ここでは、あらゆる予算項目にたいして、州知事に暫定的拒否権があたえられているのである。この拒否権をくつがえし、当該経費を確保するためには、この場合、両院の $\frac{2}{3}$ の多数者が必要となるのである(ルロワー・ボリュー『財政学概論』第5版、第2巻、179ページを参照)。

摯な政治家の誰もが、疑議をさしはさめないものであろう、と。これは政府にたいする議会の側でのコントロールのために役立っている。これと同じように、法的に承認された拒否権と結合された、特定項目の収入と経費との対置は、——他の諸派閥にたいする、国会の各派閥それぞれの側でのコントロールに役立つであろう。

S. 159 とりわけ下層階級の利益を守るためには、かかるコントロールがさし迫って必要であること。これについては私としては、少なくともその状況に最もよく通じている国に関しては、全く納得がゆくのである。〔ここでは訳出されない〕スウェーデンの租税を叙述しようとする次の論考は、かかる私の確信のための、すべての必要な証拠資料を含んでいるであろう。何度も言及した措置を私が提案したのは、しかし、かかる唯一の視点からのみではない。むしろこの措置の意図する所は、公正を次の両面に向けて主張することにあつたのだ。——そして、私は、おそらくこれを私の功績と評価してよいと思っている——。すなわち、私が出自と教育によって属する面と、私の熟年の同感をますます惹きつける面と、に向けてである。

実に議論の余地なく、一国の知性と経済力の大部分を含み、しかもしばしば、その優越的狀態を、少なくとも一部は自身の努力に負うている有産諸階級。かれらは、猛進するデモクラシーの無思慮な要請というものによって、総体の租税負担の、唯一単独の担い手へと強制さるべきではない。——わずかではあるが判断力をもち、しかも駄獣といったものではなく人間である、かなり貧困な諸階級の構成員たち。しかし明らかに、かれらも同じく、その効用と必須性について、おそらくは非常に確乎たる理由からは納得できないであろうような、経費の支払いには、いずれにせよ、服させらるべきではないのだ。

諸階級間の社会的対立を緩和し、漸次これをなくすことは、もちろん、将来の最重要課題の一つとなるであろう。しかし、この対立が存在する限り、社会問題を論ずるにあたって、あたかもこの対立がないかの如き態度

をとることは、なにものをもうみださない。——しかも、この社会的対立は、残念ながら長く、非常に長く存続するであろう——。人はむしろ、材料があるがままに受け容れ、これをもってなしうることを、心がけなければならないのである。

階級的エゴイズムを除去することは、財政学や租税立法の案件ではない。むしろ——正当な個別利益の防壁としての——階級エゴに、それに相応しい場所を指定することが、問題なのである。おそらくこの場合には、悪しき意図を非常にいいふらされるような、〔このエゴの〕力のたすけをもってさえも、だが結局は、よい結果をうみだしうることが示されるであろう。

付記

本邦訳は、平成6年度成城大学特別研究助成による共同研究「経済と文化の諸相——西欧社会の歴史的・思想史的研究——」および「社会および経営システムの基礎的課題に関する数理論的・方法論的研究」における、訳者らの分担分の研究成果の一部を公表したものである。